

# 有料老人ホームおうよう園山崎 管理規程

## 1 目的

この規程は、社会福祉法人わかば会が設置する有料老人ホームおうよう園山崎（以下「施設」という。）の管理、運営並びに利用に関する事項を定めたもので、入居者及び来訪者（以下「入居者等」という。）が快適で心身とも充実、安定した生活を営むことに資するとともに、施設の良い生活環境を確保することを目的とします。

## 2 遵守義務

- (1) 施設は、入居契約書及びこの規程に従って管理運営を行い、良い環境の保持に努めるとともに入居者に対する各種サービスを提供します。
- (2) 入居者等は、この規程を遵守し、良い環境の保持に努めるものとします。

## 3 入居対象者

入居対象者は、概ね 65 歳以上の要介護認定を受けている方です。

## 4 入居定員及び居室数

施設の入居定員及び居室数は、次のとおりです。

- (1) 入居定員 25 人
- (2) 居室数 25 室（A タイプ（23.04 ㎡）1 室、B タイプ（19.83 ㎡・20.54 ㎡）2 室、C タイプ（15.96～17.71 ㎡）22 室

## 5 職員の職種、配置数及び職務内容

施設の職員の職種、配置数及び職務内容は、次のとおりです。なお、職員の配置数については、入居者状況等により変動することがあります。

職種	人数	勤務形態	職務内容
管理者	1	常勤、ショートステイ おうよう園山崎と兼務	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	1	常勤、ショートステイ おうよう園山崎と兼務	状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する。
介護職員	2	常勤 2 人	心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。
栄養士	1	常勤、ショートステイ おうよう園山崎と兼務	入居者の食事の管理と栄養指導を行う。
調理員	委託		入居者の食事の調理を行う。

## 6 管理運營業務

施設は、次の管理運營業務を行います。

- (1) 敷地及び施設の維持、補修、管理、清掃、消毒及び廃棄処理等に関する業務
- (2) 建物設備についての定期点検、補修並びに取替え等に関する業務
- (3) 入居者に対する各種サービスの提供業務
- (4) 帳簿の作成及び記録の保存業務
- (5) サービスの提供等に係る損害賠償に関する業務
- (6) 防災・防犯に関する業務
- (7) 広報・連絡及び渉外に関する業務
- (8) 職員の管理と研修
- (9) 入居者への業務の報告
- (10) 地域との協力

## 7 居室及び共用設備等の利用に当たっての留意事項

居室及び共用設備等の利用に当たっての主な留意事項は、次のとおりです。

- (1) 他の入居者等の迷惑となる行為は禁止です。
- (2) 施設の建物や設備に損害を与える危険性のある行為は禁止です。
- (3) 原則として、建物内は、禁煙です。
- (4) 居室及び共用設備等の使用には十分注意をし、清潔を保つこととします。

## 8 居室の維持・補修

施設は、居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めたときは、施設が設置したものについては、自ら補修します。入居者等は、施設が行う維持、補修に協力するものとします。ただし、入居者等が故意又は過失或いは不当な使用により、居室等を損傷又は汚損したときは、これらの補修に要する費用は入居者等の負担とします。

## 9 サービスの内容及び費用負担の内訳

### (1) 家賃等

内訳	月 額		
	Aタイプ (23.04 m <sup>2</sup> )	Bタイプ (19.83 m <sup>2</sup> ・20.54 m <sup>2</sup> )	Cタイプ (15.96～17.71 m <sup>2</sup> )
家賃	月額 40,000 円	月額 35,000 円	月額 30,000 円
管理費	月額 8,750 円	月額 8,750 円	月額 8,750 円
水道光熱費	月額 15,900 円	月額 15,900 円	月額 15,900 円

※1 か月に満たない期間の家賃・管理費・水道光熱費は、日割り計算した額とします。

※いずれも消費税込みの金額です。

(2) 状況把握・生活相談サービス

内容	金額
【状況把握サービス】 毎食時及び必要に応じで随時に入居者の安否確認を行います。また、ナースコールによる対応を行います。 【生活相談サービス】 日常生活における入居者の心配や悩みなどについては職員がいつでも相談に応じます。 【健康管理サービス】 入居者の健康相談、週1回の血圧・脈拍測定及びその記録、医療機関との連絡等を行います。	0円

(3) 生活サービス

サービス名	内容	金額
食事提供	原則として、1日3食の食事を食堂において提供します。(朝食7時30分～、昼食12時～、夕食17時～)	日額1,848円(朝食560円、昼食680円、夕食608円)
理美容	施設の指定する理美容師の出張による理美容サービス(調髪、パーマ、毛染め)をご利用いただけます。	利用料金:(実費負担)
オムツ等	排せつ介護時に必要となる紙オムツ、パッド、グローブ等	実費負担

※いずれも消費税込みの金額です。

(4) 介護サービス

施設は、介護保険法に基づく介護サービス(以下「介護サービス」という。)の提供は行いません。介護サービスの提供が必要な場合は、入居者が個々に訪問介護事業所等と契約し、介護サービスの提供を受けることとなります。

(5) 費用の改定

消費者物価及び人件費等を勘案の上、運営懇談会等の意見を聴いて改定します。

(6) 支払方法

前項の家賃等及びサービス費用の支払いについては、入居者宛に費用項目の明細を添付の上、翌月10日までに請求します。入居者は、20日までに施設の指定する金融機関に振込の方法によりお支払いいただきます。

(指定金融機関：ゆうちょ銀行)

10 医療を要する場合の対応

入居者に急な発病・発作等の緊急事態が起きた時は、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の適切な措置を行います。また、入居者等の希望する連絡先に緊急連絡する等の対応を行います。

#### 11 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

施設は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動の制限は行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、2年間保存します。

#### 12 非常災害対策

施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施します。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 職員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

#### 13 秘密保持等

施設は、業務上知り得た入居者等の秘密を保持します。また、施設の職員であった者に、業務上知り得た入居者等の秘密を保持させるため、施設の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

#### 14 高齢者虐待防止

事業所及び職員は、高齢者虐待防止に関する法律に基づき、利用者の権利・養護に対して尊厳を保持します。また、研修を実施し、利用者及び、その家族からの苦情の処理に対する体制の整備、その他虐待防止の為の措置を講じます。

事業所は、事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

#### 15 運営懇談会

入居者等の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、施設の職員及び入居者又はその身元引受人からなる「有料老人ホームおうよう園山崎運営懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置します。懇談会は、原則として、年2回開催するものとし、懇談会の開催通知は、書面連絡及び館内掲示等により行います。

#### 16 苦情処理

(1) 入居者等は、施設に関して、いつでも苦情を申し立てることができます。

①施設受付窓口 担当者 笹 俊逸 電話 0172 - 87 - 1717

②行政機関その他受付機関

・弘前市役所高齢福祉係 電話 0172 - 40 - 7114

・青森県運営適正化委員会 電話 017 - 731 - 3039

(2) 入居者等からの苦情については、迅速かつ誠実に対応します。

## 17 事故発生時の対応

- (1) 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

## 18 個人情報の保護

- (1) 施設は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 施設が得た入居者の個人情報については、施設でのサービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとします。

## 19 管理規程の改定

この規程の改定については、懇談会等の意見を聴くものとします。

### 附 則

この規程は、平成30年 6月 1日から施行します。

この規定は、平成30年 8月 1日から施行します。

この規定は、令和 元年10月 1日から施行します。

この規定は、令和 2年 4月 1日から施行します。

この規定は、令和 3年 8月 1日から施行します。

この規定は、令和 5年 4月 1日から施行します。

この規定は、令和 8年 3月21日から施行します。

この規定は、令和 8年 6月 1日から施行します。